事　務　連　絡
令和８年１０月１６日

各国公立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学又は高等専門学校及び専修学校を設置する各地方公共団体の長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人担当課
放送大学学園担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
各地方公共団体（各都道府県、各市町村、各組合等）公立大学、高等専門学校及び専門学校担当課　　殿
各地方公共団体（各都道府県）私立学校担当課
厚生労働省医政局医療機構運営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
独立行政法人日本学生支援機構担当課
日本私立学校振興・共済事業団担当課

文部科学省高等教育局
学生支援課高等教育修学支援室

高等教育の修学支援新制度に係る授業料等減免事務処理要領の一部改訂について

平素より、高等教育の修学支援新制度に係る授業料等減免事務の実施に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領」について、「独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令」の公布及び「大学等における修学の支援に関する法律施行規則第１条の２及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第 23 条の２第２項第４号イ(1)の規定に基づき文部科学大臣が定める件」の改正について」（令和８年８月７日８文科高第７３５号高等教育局長・総合教育政策局長・初等中等教育局長通知）を踏まえた改訂内容をお知らせいたします。

なお、本改訂内容は授業料等減免事務処理要領（第８版）にて本体に掲載しますので、それまでは本事務連絡に沿ってご対応いただくようお願いいたします。

各学校設置者におかれては貴下各大学、高等専門学校及び専門学校に、各都道府県におかれては所轄の専門学校に、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して周知をお願いします。

記

1　「高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領」の改訂箇所

【第１章第１節（２）対象者の認定要件に関すること】

・④家計の経済状況に関する基準（施行規則第 10 条第２項第４号及び第４項関係）に以下のとおり追記する。

ただし、早生まれの者について、同じ学年であるにもかかわらず年齢が 18 歳と 19 歳に分かれる状況が生じ、早生まれの者が遅生まれの者と比べて不利になる状況が生じることから、これらの者を同様に扱うことができるよう、以下のとおり取り扱う。

・授業料等減免実施年度の前年度の１月１日から３月 31 日までの間に 19 歳に達した者である（学生本人のみ）ときは、当該授業料等減免実施年度分の当該生計維持者の課税総所得金額等の合計額から、当該授業料等減免対象者の所得に応じて定める額（前年の合計所得金額が 58 万円超 95 万円以下（給与収入で 160 万円以下）の場合、45 万円。95 万円超 123 万円以下（給与収入で 188 万円以下）の場合、45 万円から逓減する額）を控除する

・授業料等減免実施年度の前年度の１月１日から３月 31 日までの間に 19 歳に達した者であり、生計維持者と生計を一にする親族等であること、かつ、前年の合計所得金額が 58 万円超 95 万円以下（給与収入で 160 万円以下）であるもの（学生本人のほか、そのきょうだい等も含む）について、多子世帯支援における扶養する子の数に加える。

2　学校における手続き

学生が給付奨学金に申し込む場合は、給付奨学金において同様の措置を取るため、授業料等減免に係る事務手続きにおいて同様の措置を行う必要はない。

※独立行政法人日本学生支援機構 HP～給付奨学金の審査における早生まれの者の取扱いについて～
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/hayaumare.html

一方で、給付奨学金への申込を希望せず、授業料等減免にのみ申し込む場合は各学校において、申し込む学生にきょうだいがいる場合には、適切に判定を行うこと。具体の処理は以下のとおり。なお、学生本人が早生まれの場合には、減免額算定基準額算定用ツールにて自動処理される。

【きょうだいの生年月日が 2007 年１月２日～2007 年４月１日に該当しない場合】

①生計維持者１、生計維持者２、学生本人の課税証明書等を基に、減免額算定基準額算定用ツールにて、減免額算定基準額を算定する。

②算定用ツールにて、「「子ども」に該当する特定親族のきょうだいが、最大●人存在する可能性があります」との表示が出た場合、別添様式の提出を求める。

③様式及び添付書類に齟齬がなく、申請に誤りがなければ、「子ども」の数に追加し、その合計が３人以上であれば、多子世帯となる。

【きょうだいの生年月日が 2007 年１月２日～2007 年４月１日である場合】

別添様式を学生に配布し、該当する場合は提出するよう指導する。

（提出があった場合）

①様式及び添付書類に齟齬がなく、申請に誤りがなければ、「子ども」の数に追加し、その合計が３人以上であれば、多子世帯となる。

３　資料の格納先

本事務連絡については、１０月中に以下の参考にある URL 先の文部科学省ウェブページに掲載予定であり、掲載までは以下 URL からダウンロードしていただきたい。

（ダウンロード用 URL）

https://mext.box.com/s/e3yqrk3uolzmhr8eufqc9d36y2rbbe68

（参考）高等教育の修学支援新制度ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

授業料等減免実施要領

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410_00005.htm

＜本件連絡先＞
文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室
TEL:03-5253-4111（内線 3495、3496）
（事務処理要領に関すること）
E-mail：qafutankeigen@mext.go.jp
（確認事務指針に関すること）
E-mail：kikanyouken@mext.go.jp

【専門学校に関すること】
文部科学省高等教育局学生支援課
高等教育修学支援室（専門学校担当）
（総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室内）
TEL：03-5253-4111（内線 3280、3958）
E-Mail：koto-syugaku-chihou@mext.go.jp